

報告事項

件名	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
提出理由	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 専決処理した理由 改正条例案を県議会令和2年12月定例会に提案するため、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。2 専決処理の状況<ol style="list-style-type: none">(1) 専決処理した条例案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(2) 専決処理日 令和2年11月20日3 条例案の内容 別紙のとおり

(教職員課)

第 号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月 日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

令和二年十月二十二日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の期末手当についての勧告に基づき、学校職員の期末手当を改定したいので、この案を提出するものである。

<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第一条～第十二条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五(教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける学校職員でその職務の級が四級であるもの(第十二条の五において「教育四級職員」という。))にあつては、百分の百五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第十二条の三～第十六条 (略)</p> <p>別表第一～別表第八 (略)</p>	<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第一条～第十二条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十(教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける学校職員でその職務の級が四級であるもの(第十二条の五において「教育四級職員」という。))にあつては、百分の百十)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第十二条の三～第十六条 (略)</p> <p>別表第一～別表第八 (略)</p>
---	---

学校職員の給与に関する条例

第一条～第十二条 (略)

(期末手当)

第十二条の二 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五(教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける学校職員でその職務の級が四級であるもの(第十二条の五において「教育四級職員」という。)にあつては、百分の百七・五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 (略)

3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4～6 (略)

第十二条の三～第十六条 (略)

別表第一～別表第八 (略)

学校職員の給与に関する条例

第一条～第十二条 (略)

(期末手当)

第十二条の二 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五(教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける学校職員でその職務の級が四級であるもの(第十二条の五において「教育四級職員」という。)にあつては、百分の百五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四 (略)

3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4～6 (略)

第十二条の三～第十六条 (略)

別表第一～別表第八 (略)

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 趣 旨

令和2年10月22日付けの埼玉県人事委員会の職員の期末手当についての勧告に基づいて、学校職員の期末手当を改定する。

2 内 容

期末手当の支給割合の改定

期末手当 支給割合（年間）2.60月 → 2.55月（▲0.05月）

(1) 令和2年12月期の期末手当

1.30月 → 1.25月

(2) 令和3年度以降の期末手当

6月期及び12月期の期末手当 それぞれ1.275月

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、令和3年度以降の期末手当の支給割合の改正は令和3年4月1日から施行する。